

仕 様 書

1 業務名

令和7年度実施岡山市立学校園等新規採用教職員健康診断業務（単価契約）

2 業務の目的

労働安全衛生規則第43条に基づき、新規採用教職員の健康診断を実施するもの

3 実施場所

受注者が設置又は管理運営する岡山市内の健康診断施設

4 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

5 業務の内容

（1）打合せ

受注者は、落札決定後すみやかに、見積内訳書（検査項目ごと）を提出するとともに、業務の実施方法や受付時間の設定等詳細について、岡山市教育委員会と打合せを行うこと。受診者割り振り等の日程調整は岡山市教育委員会を実施し、受診者名簿は、原則として、実施日の2週間前までに提供する。（受注者は、名簿提出後に受診者から日程変更の依頼があった場合は、対応、調整すること。）

（2）健康診断の実施

ア 受付業務及び健康診断当日の運営は受注者で行うこと

イ 検査項目

①	既往歴及び業務歴の調査
②	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
③-1	身長，体重，BMI，腹囲の検査
③-2	視力（裸眼視力，矯正視力）の検査
③-3	聴力(1000ヘルツ，4000ヘルツ) オージオメータによる検査
④	胸部エックス線検査
⑤	血圧の測定
⑥	貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査、ヘマトクリット）、白血球数
⑦	肝機能検査（GOT，GPT， γ -GTPの検査）
⑧	血清尿酸
⑨	血清クレアチニン
⑩	血中脂質検査（LDLコレステロール，HDLコレステロール，血清トリグリセライドの量の検査）
⑪	血糖検査
⑫	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
⑬	心電図検査

ウ 実施期間

(ア) 令和 8 年度新規採用教職員

令和 8 年 2 月 7 日 (土)、令和 8 年 2 月 12 日 (木) から令和 8 年 2 月 21 日 (土) までの日曜日と祝日を除く期間内で実施すること。

(イ) 令和 8 年度採用臨時的任用教職員

採用決定から採用日の前日(令和 8 年 3 月 31 日)までの間

(3) 健康診断結果報告

ア 受注者は、本件委託業務に関わる成果物として、別紙 1「成果物一覧表」に掲げるものを、それぞれ同表に示す期間内に岡山市教育委員会へ提出しなければならない。

イ 受注者は、要再検査・要精密検査又は要医療該当者であって緊急の対応を要すると考えられるものについては、上記アの報告にかかわらず、速やかに岡山市教育委員会へ連絡するものとする。

(4) 健診結果、エックス線撮影記録及び心電図記録の保存・管理

受注者は、健診結果、エックス線撮影記録及び心電図の記録等を診療情報として関係法令に従って保存するとともに、履行期間経過後であっても、岡山市教育委員会の要請を受けたとは、これを貸し出せるようにしなければならない。

6 受診予定者数 350人以内

- (1) 5・(2) ウ (ア) 令和 8 年度新規採用教職員については、1 日 20 人まで受け入れが可能であること
- (2) 1 日の受診人数の設定は岡山市教育委員会と打合せのうえ、その指示に従うこと
- (3) 車椅子等利用の身体障害者の受け入れが可能であること
- (4) 受診辞退者があるため留意すること

7 経費の負担

この業務に必要な消耗品、検査機器等の諸経費は、あらかじめ岡山市教育委員会が認めた場合を除き、すべて受注者の負担とする。

8 個人情報の保護

- (1) 受注者は、この業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法律」という。)その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、別途「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結するとともに、これらに基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。
- (2) この業務の処理に際して情報セキュリティに関する事故が発生した場合、適切な説明責任を果たす必要があると認められるときは、発注者は当該事故の公表をすることができるものとする。

9 入札書への記載金額

- (1) 入札書へ記載するのは当該業務に係る1 人当たりの健康診断単価とする。
- (2) 入札書へは、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

10 費用の請求方法

費用の請求は、健康診断の実施後、結果の報告が適正に行われ、岡山市教育委員会の検査確認が完了した後、すみやかに行うこと。

11 その他

- (1) 受注者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、すみやかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い岡山市教育委員会に報告すること。
- (2) 受注者は、業務遂行にあたり、過失により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受注者の責任で賠償等を行うこと。
- (3) 受注者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度岡山市教育委員会と協議し、その指示に従うこと。